

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) の概要

令和5年4月28日成立、5月12日公布

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（1か月以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6か月以上のもの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 業務委託（6か月以上のもの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 令和6年11月1日

家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」には、「家内労働者」も含まれるため、家内労働者の取引については、引き続き家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としての性質を有するフリーランス・事業者間取引適正化等法も適用される。両法の委託者の義務内容の一部は、重複するものがあり、両法の関係は以下のように解されるが、両法の円滑な施行のため、解釈を示すこととする。

※ 下請法と家内労働法においても両法が適用がされるため、家内労働法に関する通達の中で解釈を示している。

	家内労働法	フリーランス・事業者間取引適正化等法	両法の関係
目的	家内労働者の労働条件の向上	特定受託事業者の取引の適正化・就業環境の整備	-
対象者	家内労働者 ※ 物品の製造等を業とする者から、主として労働の対償を得るために、委託を受けて物品の製造・加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの	特定受託事業者 ※ 業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者（同居の親族を使用しても「従業員を使用」には当たらない）	「特定受託事業者」は「家内労働者」を包含
委託者の義務	家内労働手帳（法3条） 工賃の支払（法6～7条）※ ※物品を受領した日から起算して原則1月以内	取引条件の明示（3条） 期日における報酬支払（4条）※ ※給付を受領した日から起算して原則60日以内	家内労働法の義務を満たせばフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務も満たす（下請法と同様）
	委託の打切りの予告（法5条）※努力義務	中途解除等の事前予告（16条）	フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務を満たせば家内労働法の努力義務を満たす
	就業時間（法4条）※努力義務 最低工賃（法14条） 安全及び衛生に関する措置（法17条） 届出（法26条） 帳簿の備付け（法27条）	特定業務委託事業者の遵守事項（5条） 募集情報の的確表示（12条） 育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条） ハラスメント対策に係る体制整備（14条）	上記の関係にはなく、個々に対応する必要がある

（参考）家内労働法の施行について(昭和45年10月1日)(発基第115号)(各都道府県労働基準局長あて労働事務次官通達)

第二 家内労働手帳について(法第3条関係ならびに則第一条および則第30条関係)

四 資本金または出資額が1,000万円をこえる法人たる事業者から製造委託または修理委託を受ける家内労働者は、親事業者との取引関係において下請事業者の利益を保護することを目的とする下請代金支払遅延等防止法(昭和三一年法律第一二〇号)(以下「下請法」という。)でいう下請事業者に該当するので、本法による家内労働手帳の交付義務と下請法による親事業者の書面の交付義務が競合して委託者の負担が過重となることをさけるため、下請法の書面に記載すべき事項は、すべて家内労働手帳の記入事項とし、家内労働手帳が交付された場合には下請法の書面の交付もあつたものと取り扱うことができるようにしたものであること。